

キャップ＆トレード制度における 「低炭素電力の選択の仕組み」について



2019年11月
東京都環境局

目 次

1. キャップ＆トレード制度について
(制度概要と実績)

スライド 2

2. 「低炭素電力の選択の仕組み」について

スライド 7

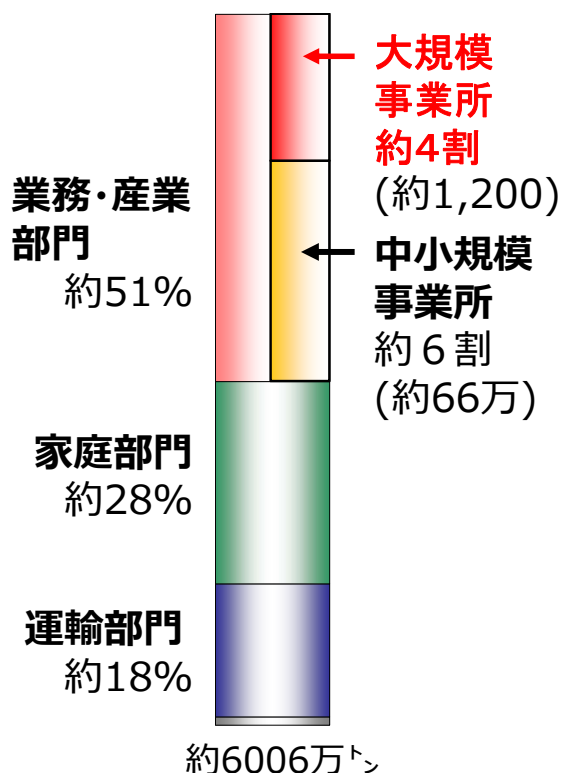
1. キャップ&トレード制度について (制度概要と実績)

2

1. キャップ&トレード制度について(制度概要と実績)

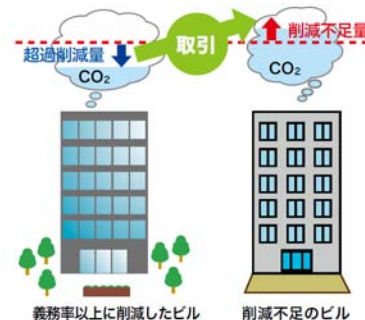
(1) 東京都の気候変動対策(部門別)について

東京都CO₂排出量・部門別割合(事業所数) ※



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- ・2010年度より、総量削減義務と排出量取引制度(**キャップ&トレード制度**)を導入(環境確保条例)
- ・計画期間(5年間)単位で削減義務率を設定
- ・電気・熱・燃料の原油換算使用量が、年間合計**1,500kL以上**となった事業所(電気使用量**約600万kWh**に相当)が対象



中小規模事業所の省エネを促進

- ・地球温暖化対策報告書制度 等

家庭の節電・省エネを進める

- ・既存住宅の断熱性能の向上、再エネ利用促進 等

自動車部門のCO₂削減

- ・燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進 等

環境都市づくり制度の導入・強化

- ・新築建築物の環境性能の評価と公表(建築物環境計画書制度) 等

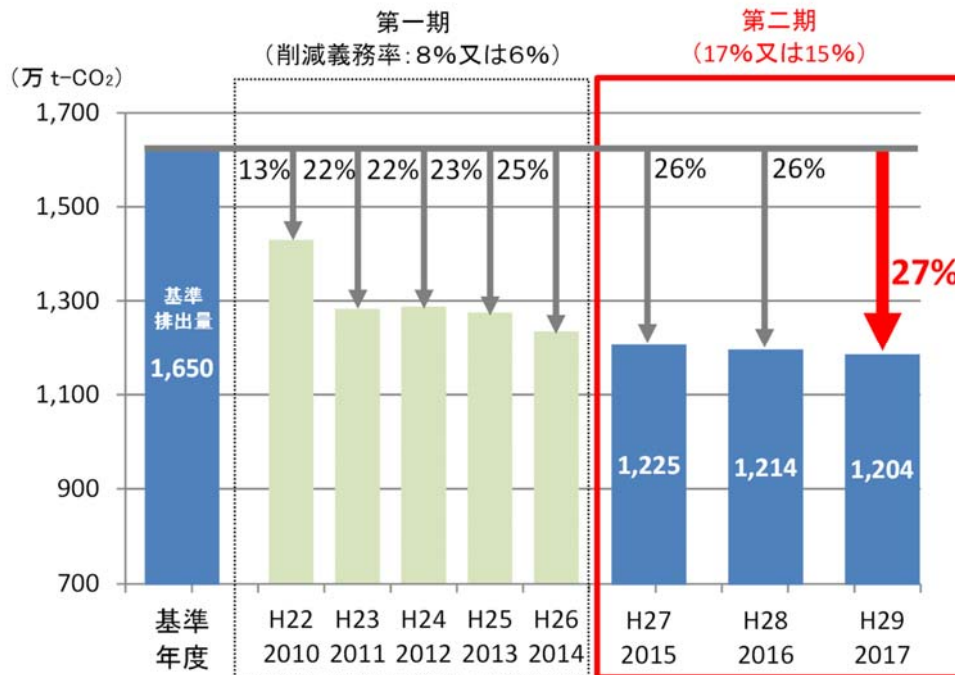
※ 2016年度速報値より部門別割合を算出

3

1. キャップ&トレード制度について(制度概要と実績)

(2) キャップ&トレード制度導入以降の実績等について

- ・設備更新や運用対策、テナントとの連携により、省エネ対策を大きく推進し、大幅削減を実現
- ・**第2期(2015～2019年度)より、「低炭素電力の選択の仕組み」を導入**(東京都が認定するCO₂排出係数の低い電力(低炭素電力)を調達した場合に、大規模事業所が削減量を算定できる仕組み)



《大規模(対象)事業所の総CO₂排出量の推移》

※1 2019年2月6日時点の集計値(電気等の排出係数は第2期の値で算定)

※2 基準排出量は、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

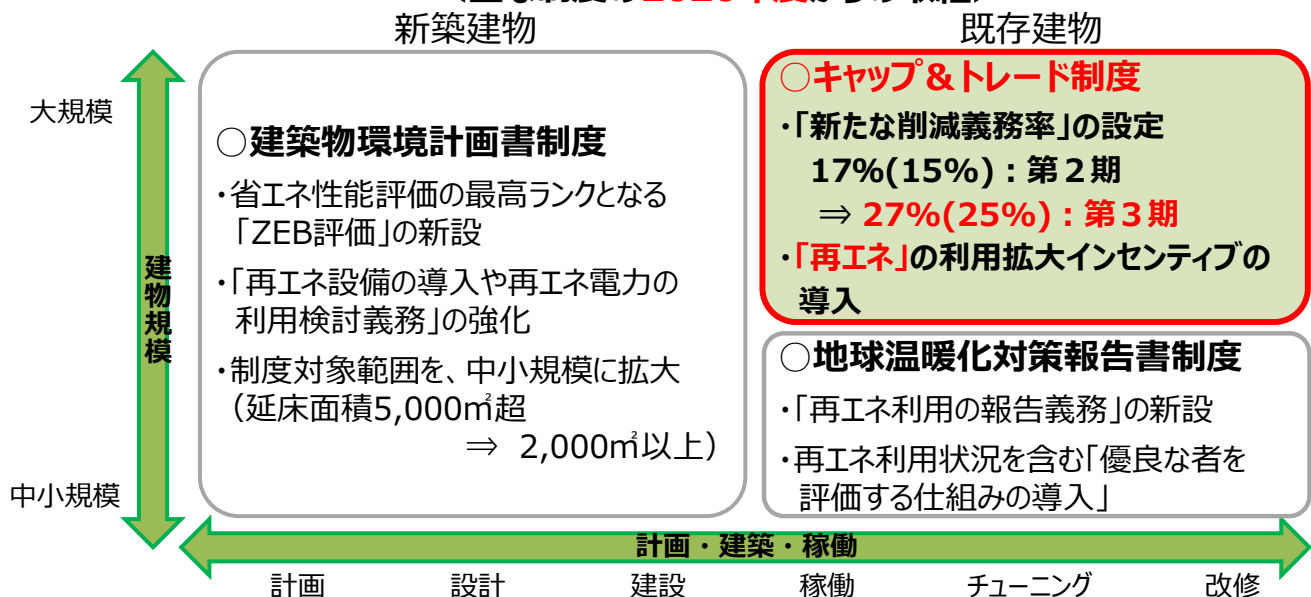
4

1. キャップ&トレード制度について(制度概要と実績)

(3) 「東京都の2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会の実現」を見据えて

- ・都のCO₂排出量は、建物に起因する排出量が約7割を占める。
- ・都条例に基づく主な制度において、**「更なる省エネ」と「再エネ利用の拡充」を強化**していく。

＜主な制度の2020年度からの取組＞



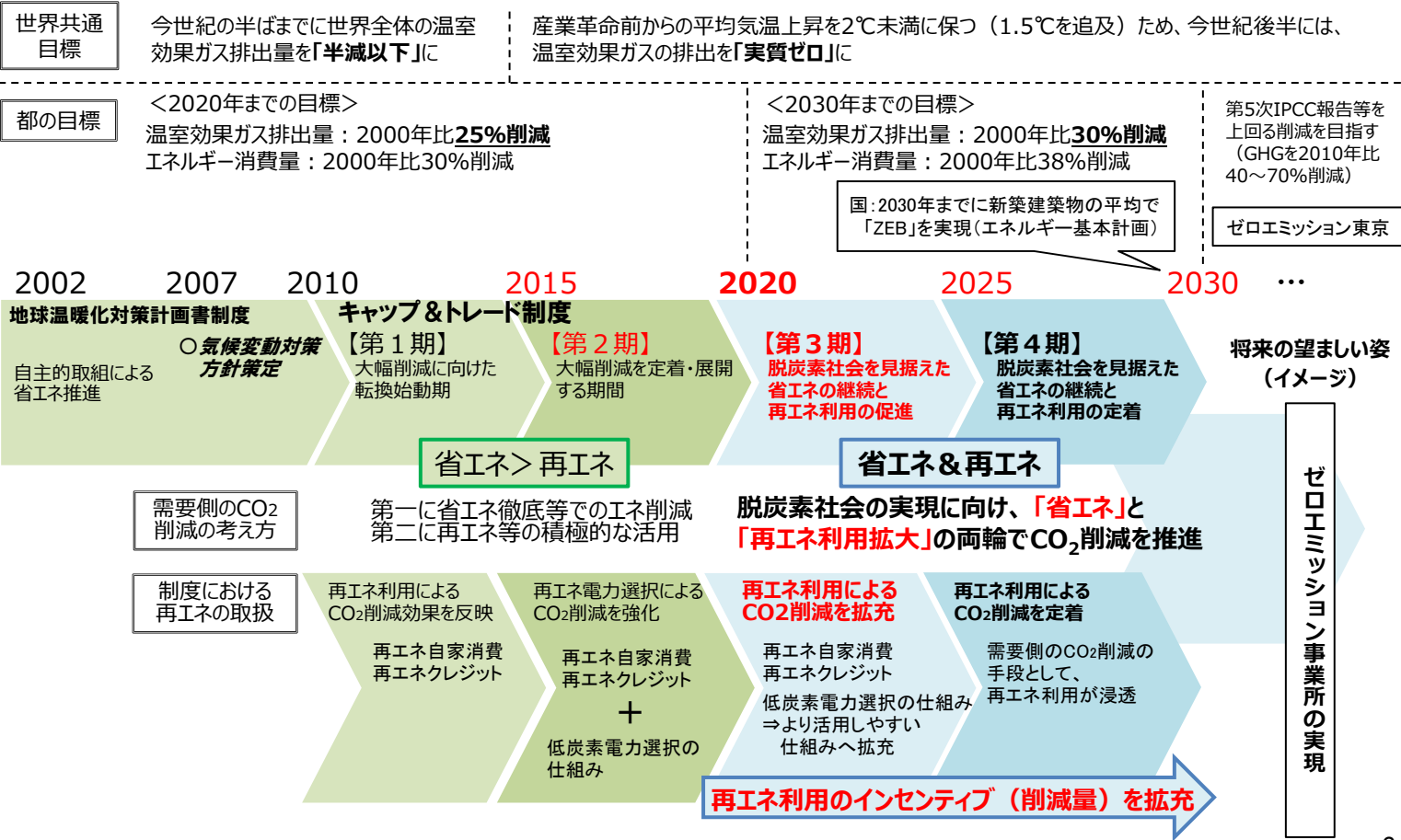
* その他の都の主な取組(2019年度)

- ＜家庭部門＞ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業(断熱性と省エネ性の高い住宅へ補助)
家庭のゼロエミッション行動推進事業(省エネ性能の高い家電等への買替に東京ゼロエミポイントを付与)
- ＜運輸部門＞ ZEV(ゼロエミッション・ビークル)の普及促進
- ＜東京都＞ 都庁舎電力の再エネ100%化の推進【都庁舎版RE100】

5

1. キャップ&トレード制度について(制度概要と実績)

(4) 2020年度以降の取組イメージについて



6

2. 「低炭素電力の選択の仕組み」について

項番	項 目	スライドNo.
2-1	「低炭素電力の選択の仕組み」の概要 (第2計画期間及び第3計画期間共通)	スライド8
2-2	第2計画期間(現行)における事項について	スライド12
2-3	第3計画期間における事項について	スライド14
2-4	低炭素電力の認定に関する注意事項等について	スライド20

7



2-1. 「低炭素電力の選択の仕組み」の概要 (第2計画期間及び第3計画期間共通)

8

2-1. 「低炭素電力の選択の仕組み」の概要(第2計画期間及び第3計画期間共通)

(1) 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入

- ・**第2計画期間(2015～2019年度)**から、大規模(対象)事業所の「低炭素電力」の選択行動を促すため、東京都が認定するCO₂排出係数の低い電力を調達した場合に、**需要側にインセンティブ(削減量)を付与する仕組み**を導入※1

※1 併せて、CO₂排出係数の高い「高炭素電力」を調達した場合に、排出量を算定する仕組みも導入



- ・**第3計画期間(2020～2024年度)**においても、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー利用を喚起し、新たな再生エネルギーの創出を促すために、「**低炭素電力の選択の仕組み**」を継続(拡充)

(2) 認定の対象となる電気事業者

- ・第2計画期間、第3計画期間共に、認定の対象となる電気事業者は、都内に電力を供給する以下の事業者※2

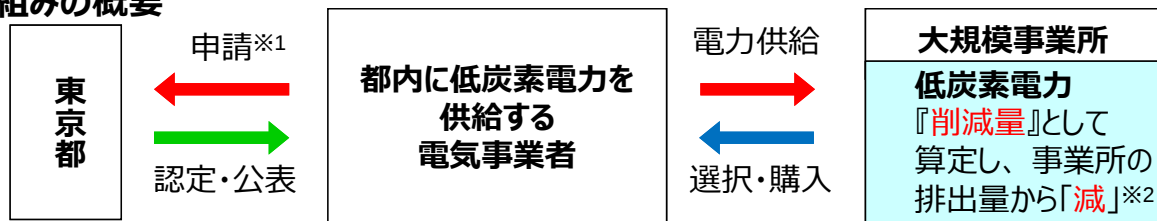
- ①**小売電気事業者** … 電気の小売供給を行う事業者
- ②**特定送配電事業者** … 限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う事業者
- ③**特定供給** … 供給者・需要者間の関係で、需要家保護の必要性の低い密接な関係を有する者の間での電力供給

※2 高炭素電力については、①小売電気事業者のみが対象

9

2-1.「低炭素電力の選択の仕組み」の概要(第2計画期間及び第3計画期間共通)

(3) 仕組みの概要



※1 高炭素電力は申請不要（供給実績を基に都が認定）

※2 高炭素電力は『排出量』を算定し、事業所の排出量を「増」

	第2計画期間		第3計画期間		
年度	2018	2019	2020	2021	2022
電気供給事業者	電力供給（実績）	「低炭素電力エントリーシート」「エネルギー状況報告書添付様式」等にて、2018年度排出係数等申請	今年度の認定から第3計画期間の要件で適合確認 東京都のホームページで公表された排出係数を基に削減量等を算定（別紙参照）		
東京都		2018年度の状況が要件に適合する電気供給事業者及び排出係数等を公表※4			
大規模(対象)事業所		低炭素電力（メニュー）の選択※3	2020年度の受入	算定⇒検証⇒計画書提出	以降、毎年度同様

※3 電力メニューによる認定は、第3計画期間から導入

※4 新たに都内に電力供給を開始した場合及び初めて電力メニューで認定を受ける場合は、認定に際して別途規定あり。

10

2-1.「低炭素電力の選択の仕組み」の概要(第2計画期間及び第3計画期間共通)

(4) 第2計画期間における認定実績等

対象年度	低炭素電力認定事業者数	低炭素電力を活用した大規模事業所数	低炭素電力を活用した大規模事業所の削減効果	
			削減量の合計	排出量に対する削減量の割合（平均値）
2015年度	4事業者	16事業所	約1,600 t-CO ₂	約2.0%
2016年度	4事業者	17事業所	約3,000 t-CO ₂	約2.6%
2017年度	13事業者	115事業所	約28,000 t-CO ₂	約3.0%
2018年度	15事業者	(未集計)		
2019年度	17事業者	(未集計)		

(参考) 2018年度に認定した低炭素電力の電気供給事業者（五十音順）

供給事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /千kWh]
アーバンエナジー株式会社	0.313
株式会社イーセル	0.196
出光グリーンパワー株式会社	0.314
荏原環境プラント株式会社	0.141
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	0.335
オリックス株式会社	0.399
株式会社G-Power	0.000

供給事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /千kWh]
自然電力株式会社	0.357
昭和シェル石油株式会社	0.351
株式会社生活クラブエナジー	0.273
株式会社地球クラブ	0.243
パナソニック株式会社	0.237
日立造船株式会社	0.192
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.043

供給事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /千kWh]
株式会社みらい電力	0.393
みんな電力株式会社	0.235
株式会社L o o o p	0.336

11

2-2. 第2計画期間(現行)における事項について

12

2-2. 第2計画期間(現行)における事項について

(1) 認定要件

低炭素電力供給事業者の要件

- ① CO₂ 排出係数※ が0.400 [t-CO₂ /千kWh] 以下
- ② 再生可能エネルギーの導入率20%以上又は低炭素火力(天然ガスコンバインドサイクル等)導入率40%以上

高炭素電力供給事業者の要件

- ① CO₂ 排出係数※ が0.700 [t-CO₂ /千kWh] 以上

※ 実際の電源構成に基づく「基礎排出係数」で判断
(「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1 (2) に規定するCO₂排出係数。都内供給比率等を考慮)

(2) 大規模(対象)事業所における削減量(排出量)の算定式

低炭素電力
選択による削減量

算定年度の
低炭素電力
調達量

$$\left(\frac{\text{電気の排出係数 (第2計画期間: 0.489)} - \text{電力供給事業者の排出係数 (2年度前)}}{\text{電気の排出係数 (第2計画期間: 0.489)}} \right)^2 \times 0.5$$

低い排出係数ほど、
メリットを高める

利用上限

高炭素電力
選択による排出量

算定年度の
高炭素電力
調達量

$$\left(\text{電力供給事業者の排出係数 (2年度前)} - \text{電気の排出係数 (第2計画期間: 0.489)} \right)$$

13

2-3. 第3計画期間における事項について

14

2-3. 第3計画期間における事項について

(1) 認定要件

【今年度の認定から適用】

低炭素電力供給事業者の要件

CO₂ 排出係数※1 が0.370 [t-CO₂ /千kWh] ※2 以下※3

※1 基礎排出係数又は

調整後排出係数(非化石価値証書等の環境価値利用を反映) のいずれか**低い**値
[「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1 (2) に規定するCO₂排出係数
又は同指針第3 1 (3) に規定する調整後排出係数のいずれか低い値。
都内供給比率等を考慮。]



改正ポイント①
(スライド16参照)

※2 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界**2030年**の自主目標値

※3 当該電気事業者が都内に供給する電力全体の排出係数が低炭素電力の要件

(0.370 t-CO₂/千kWh以下)に該当することを条件に、電気事業者が供給する
「電力メニュー(0.370 t-CO₂/千kWh以下)」別の排出係数も認定の対象に追加



改正ポイント②
(スライド17参照)

高炭素電力供給事業者の要件

CO₂ 排出係数※4 が0.700 [t-CO₂ /千kWh] 以上

※4 基礎排出係数と**調整後排出係数**のいずれか**低い**値(都内供給比率等を考慮)

15

2-3. 第3計画期間における事項について

◆改正ポイント [低炭素電力と位置付ける対象の追加(需要側の選択肢の拡大)]

改正ポイント①

非化石価値証書等の「環境価値」を活用した電力を対象に追加

⇒ 電源構成における再エネ利用に加え、証書による環境価値利用も反映可能(ただし、「再エネ電源割合」には反映しない)

〈従来(継続)〉

電気事業者A : 電力全体で認定



全体の排出係数

(例) 再エネ電源を利用した電力

- 全体の排出係数 : 0.32 (≤ 0.37)
- 再エネ電源割合 : 30%

〈追加〉

電気事業者B : 電力全体で認定



全体の排出係数

(例) 証書等を利用した電力

- 全体の排出係数 : 0.32 (≤ 0.37)
- 再エネ電源割合 : 0%

①国内認証排出削減量 (再エネに限る)

⇒ ・国内クレジット制度

- ・オフセット・クレジット制度
- ・J-クレジット制度
- ・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認定制度

②非化石証書に係る 二酸化炭素削減相当量 (再エネ指定に限る)

※反映できる各証書等の詳細は
東京都エネルギー環境計画指針
を参照

2-3. 第3計画期間における事項について

改正ポイント②

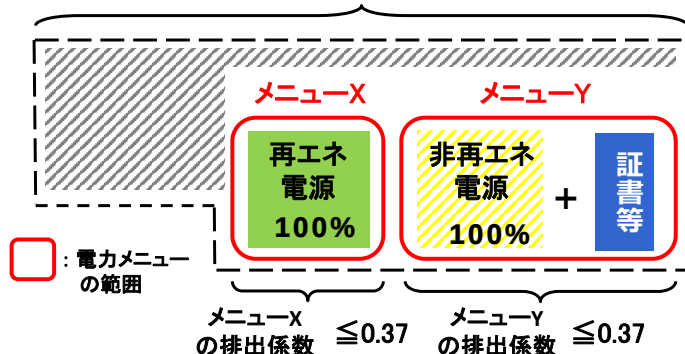
電気事業者が供給する「電力メニュー(0.370 t-CO₂/千kWh以下)」を対象に追加

- ⇒ ・当該電気事業者が供給する電力全体の排出係数が要件(0.370 t-CO₂/千kWh以下)に該当することが条件
- ・同一の電気事業者において「電力全体」と「電力メニュー」の同時申請は不可(複数の電力メニューの同時申請は可能)
 - ・電力メニューは原則として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、経済産業省及び環境省に報告したメニューが対象(複数のメニューをまとめて国に報告した場合、その一部について認定を受ける場合を除く)

〈追加〉

電気事業者C : 2つの電力メニューで認定

全体の排出係数 ≤ 0.37



メニューXの排出係数 ≤ 0.37 メニューYの排出係数 ≤ 0.37

電力メニューX

(例) 再エネ電源のみを切り出したメニュー

- メニューの排出係数 : 0.00 (≤ 0.37)
- メニューの再エネ電源割合 : 100%

電力メニューY

(例) 非再エネ電源に証書等を組み合わせて
排出係数をゼロにしたメニュー

- メニューの排出係数 : 0.00 (≤ 0.37)
- メニューの再エネ電源割合 : 0%

2-3. 第3計画期間における事項について

(2) 大規模(対象)事業所における削減量(排出量)の算定式

◆改正ポイント [低炭素電力選択によるインセンティブ(削減量)の拡充]

改正ポイント

大規模(対象)事業所が**低炭素電力**の供給を受けた場合に算定できる**削減量を拡充**

⇒ ① 第2計画期間の算定式で設定していた「削減量の利用上限」(0.5倍)等を撤廃し、全量算定

② 再エネ電源割合の高い低炭素電力(30%以上)を選択・供給を受けた場合には、削減量を追加算定

〈第2期〉※1

低炭素電力
選択による削減量

$$= \text{算定年度の低炭素電力調達量} \times \left(\frac{\text{電気の排出係数(第2期: 0.489)} - \text{電力供給事業者の排出係数(2年度前)}}{\text{電気の排出係数(第2期: 0.489)}} \right)^2 \times 0.5$$

※2 電源構成における再エネ電源(太陽光、風力、地熱、水力(3万kW未満)、バイオマスを熱源とする熱を交換して得られた電気の量)の割合。FIT再エネも含む。

※1 第2期は低炭素電力の認定要件に**再エネ導入率**※2、低炭素火力導入率を設定

〈第3期〉※3

低炭素電力
選択による削減量

$$= \text{算定年度の低炭素電力調達量} \times \left(\frac{\text{電気の排出係数(第3期: 0.489)} - \text{電力供給事業者の排出係数(2年度前)}}{\text{電気の排出係数(第3期: 0.489)}} \right)^2$$

再エネ電源割合による削減量

$$+ \text{算定年度の低炭素電力調達量} \times \text{電気の排出係数(第3期: 0.489)} \times \text{再エネ電源割合(30\%以上の場合に限る)} \times 0.25$$

①削減量の利用上限の撤廃

②削減量の追加算定

※3 高炭素電力選択による「排出量」の算定式については、第2期から継続

18

2-3. 第3計画期間における事項について

(参考) 第3計画期間における削減量の試算

<モデルケース>

○大規模(対象)事業所

- ・年度排出量10,000 t-CO₂
(そのうち、電気使用分 約7,000 t-CO₂)
- ・電気使用量(約14,000 kWh相当)
の全量を低炭素電力供給事業者から調達

○低炭素電力 認定電気供給事業者(例)

低炭素電力供給事業者	メニュー別認定	排出係数(t-CO ₂ /千kWh)	再エネ電源割合	備考(電力メニューの概要等)
A社		0.32	30%	
B社		0.32	0%	
C社	◎	メニュー-x 0.00	100%	再エネ電源のみを切り出した電力メニュー
		メニュー-y 0.00	0%	非再エネ電源に証書を組合せた電力メニュー

<削減量の試算>

低炭素電力供給事業者	排出係数差による削減量	再エネ電源割合による削減量	削減量(t-CO ₂ /年)	年度排出量に対する比率(%)
A社	2,366t	513t	2,879 t	28.8 %
B社	2,366t	再エネ電源割合が30%未満のため、算定対象外	2,366 t	23.7%
C社	メニュー-x 6,846t	1,711t	8,557 t	85.6%
	メニュー-y 6,846t	再エネ電源割合が30%未満のため、算定対象外	6,846 t	68.5%

19



2-4. 低炭素電力の認定に関する注意事項等について

20

2-4. 低炭素電力の認定に関する注意事項等について

(1) 認定申請に関する注意事項

認定申請に際しては、要件適合の確認のため、毎年7月末までに「**低炭素電力エントリーシート兼同意書**」、「**エネルギー状況報告書各様式**」及び**根拠資料**を、東京都に提出

申請(提出)方法について

①小売電気事業者（「東京都エネルギー環境計画書制度」対象事業者）

「東京都エネルギー環境計画書制度」に係る「エネルギー状況報告書各様式」等の必要書類を提出する際、「低炭素電力エントリーシート兼同意書」及びエントリーに必要な根拠資料（メニュー認定の場合は、算定年度に供給した電力メニューの電源構成に関する資料及び国へ報告した電力メニューに関する資料等）を添えて提出

②特定送配電事業者及び特定供給

「エネルギー状況報告書各様式」、「低炭素電力エントリーシート兼同意書」及びエントリーに必要な根拠資料（電力供給に係る図面等）を提出

- ・ 今年度〔要件適合確認を受ける年度：2018年度〕の「低炭素電力エントリーシート兼同意書」及び根拠資料等の提出期限は、**2019年11月22日**です。（2020年度以降の本期限は7月末の予定です。）
（別紙参照）
- ・ 排出係数の算定に反映できる非化石価値等の環境価値（証書等）の調達期限等の詳細については、「東京都エネルギー環境計画指針」を参照してください。（認定申請の期限変更に伴う調達期限の変更措置はありません。）
- ・ 低炭素電力の要件に該当しているかの事前確認は、「東京都エネルギー環境計画書制度」に係る「エネルギー状況報告書各様式」の、添付書類シート⑯に掲載している「要件確認シート」を用いてください。電気事業者全体の排出係数により、低炭素電力の要件に該当しているか判定されます。（別紙参照）

2-4. 低炭素電力の認定に関する注意事項等について

(2) その他の注意事項

東京都の認定・公表を受けた低炭素電力（電力メニュー）及び高炭素電力が本仕組みの対象

⇒ 認定・公表を受けていない電気事業者及び電力メニュー等は、本仕組みの対象外（要件に適合する排出係数の電気を大規模事業所に供給をしても、低炭素電力に認定されていなければ、大規模事業所では削減量を算定することができない。）

2年度前の供給実績に基づき、東京都の認定・公表を受けた排出係数のみが有効

⇒ 再認定・再公表等の仕組みはありません。

多く寄せられる御質問

<例①>

東京都の認定・公表を受けた排出係数に比べ、大規模(対象)事業所に実際に供給する年度の排出係数の方が低い場合、認定・公表値を低い値に変更可能か？
また、大規模(対象)事業所は、実際に供給を受けた低い方の排出係数の値で削減量を算定することができるか？

<例②>

東京都の認定・公表を受けた後、大規模(対象)事業所に実際に供給する際に証書等(非化石、グリーン等)を購入し、排出係数の低減を図った場合、当該大規模(対象)事業所の削減量の算定時に、この証書等の削減効果も加味して算定して良いか？

22

2-4. 低炭素電力の認定に関する注意事項等について

(3) 「低炭素電力の選択の仕組み」等に関する規定等の掲載場所

<条例・規則・指針・ガイドライン・要綱等>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/rules/index.html



<総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/index.html



<「低炭素電力・熱の選択の仕組み」に係る申請>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/low-carbon_supply.html



<東京都エネルギー環境計画書制度>

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/supplier/index.html>



(4) 御質問をお寄せいただく場合の方法等

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、「メール等（電話でも可能）」で御提出くださいますよう、御協力をお願い申し上げます。
「共通の書式（質問シート）」は、こちらのURLからダウンロードしてください。
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/faq/question_download.html
- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、他の事業者の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。このため、一般的な御質問等への回答内容は取りまとめて、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合があります。御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】 東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール : ondanka42@kankyo.metro.tokyo.jp

T E L : 03 (5388) 3438

23

C&T制度における低炭素電力 認定電気供給事業者一覧 〔五十音順〕

事業者数：17事業者
★ 2019年度の受入電力量に適用できます

事業者名（所在地）	排出係数〔t-CO ₂ /千kWh〕※	連絡先
アーバンエナジー株式会社 （神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地）	0.313	045-505-7878 uketsuke@u-energy.jp
株式会社イーセル （千葉県柏市あけぼの一丁目8番9号）	0.196	082-270-0358 kanri@e-sell.co.jp
出光グリーンパワー株式会社 （東京都千代田区丸の内三丁目1番1号）	0.314	03-3213-9397 igp@idemitsu.com
荏原環境プラント株式会社 （東京都大田区羽田旭町11番1号）	0.141	03-6275-7820 otoiawase-teitanso@greenpps.eep.ebara.com
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 （東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）	0.335	03-4233-8260 OJEX-denryoku@itcenex.com
オリックス株式会社 （東京都港区浜松町二丁目4番1号）	0.399	03-5730-0245 power@orix.jp
株式会社G-Power （東京都港区芝浦三丁目1番21号）	0.000	03-5544-8671 inquiry@gpwr.co.jp
自然電力株式会社 （福岡県福岡市中央区荒戸一丁目1番6号）	0.357	0120-561-797 support@shizendenryoku.jp
★2017年度に都内へ新たに供給を開始したため、2018年度の受入電力量にも適用されます。		
昭和シェル石油株式会社 （東京都港区台場二丁目3番2号）	0.351	03-5531-5662 power-mkt@showa-shell.co.jp
株式会社生活クラブエナジー （東京都中央区日本橋人形町一丁目6番9号）	0.273	03-5643-0372 info@scenergy.co.jp
株式会社地球クラブ （東京都渋谷区渋谷三丁目29番8号）	0.243	03-5778-8868 —
パナソニック株式会社 （大阪府門真市大字門真1006番地）	0.237	050-3487-2587 denki@gg.jp.panasonic.com
日立造船株式会社 （東京都品川区南大井六丁目26番3号）	0.192	03-6404-0832 hitzpps@mml.is.hitachizosen.co.jp
プレミアムグリーンパワー株式会社 （東京都千代田区丸の内三丁目1番1号）	0.043	03-3213-9397 igp@idemitsu.com
株式会社みらい電力 （愛知県名古屋市西区則武新町四丁目3番12号）	0.393	052-756-2331 bid@miraiden.jp
みんな電力株式会社 （東京都世田谷区池尻二丁目4番5号）	0.235	03-6805-2228 powertrader@minden.co.jp
株式会社L o o o p （東京都台東区上野三丁目24番6号）	0.336	03-5846-2325 pps_kikaku@looop.co.jp

※ CO₂排出係数：電気の供給量当たりのCO₂排出量

◆ 認定事業者の他、都内に電気を供給している事業者の情報については、
「東京都 エネルギー環境計画書制度」（下記URL）をご参照ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/supplier/index.html>

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

低炭素電力エントリーシート 兼 同意書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度における「低炭素電力」の供給事業者として公表を希望するため、同意事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

電気供給事業者の名称			
電気供給事業者の所在地			
要件適合確認を受ける供給年度	年度		
電気供給事業者の分類	☐ 小売電気事業者 ☐ 特定送配電事業者 ☐ 特定供給		
要件適合確認を受ける電気供給形態	☐ 小売電気事業者全体の供給分での確認		
	☐ 小売電気事業者が供給する電力メニュー別での確認 ^{※1} (メニュー数: 個) ※1 別添「電力メニューに係る情報の一覧」の提出が必要となります。		
	☐ 特定送配電事業者及び特定供給による供給分での確認 ^{※2} ※2 別添「特定送配電事業者及び特定供給に係る情報の一覧」の提出が必要となります。		
認定後、東京都による公表時 ^{※3} の連絡先 (電力供給先の対象事業所からの問合せ先) ※3 環境局ホームページに掲載予定	所在地		
	担当部署		
	電話番号		
	メールアドレス		
要件適合確認時の連絡先 (東京都からの問合せ先)	連絡担当者		
	所属部署		
	電話番号		
	メールアドレス		
※受付欄			

備考 ※印の欄には記入しないこと。

同意事項

- 「低炭素電力」の要件適合確認
 - 東京都は、以下の資料を基に、「低炭素電力」の要件適合を確認する。
 - ①東京都エネルギー環境計画書制度における「エネルギー状況報告書添付様式」及び根拠資料
 - ②電力メニューの場合、①に加えて別紙「電力メニューに係る情報の一覧」
 - ③特定送配電事業者又は特定供給の場合、①に加えて別紙「特定送配電事業者及び特定供給に係る情報の一覧」
 - 電力メニューは、原則として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、経済産業省及び環境省に報告した電力メニューを認定の対象とする。ただし、複数のメニューをまとめて報告しており、その一部について認定を受ける場合等は例外とする。
 - 「低炭素電力」の要件適合確認に必要な範囲において、東京都から根拠資料の提出・提示、聴収又は現地確認を求められた場合には、要求に協力すること。
 - 根拠が確認できない場合、当該部分の報告内容は要件を満たさないものと見なされること。
- 「低炭素電力」である供給事業者の公表
 - 東京都は、「低炭素電力」に認定した電気供給事業者について、「電気供給事業者の名称（問合せ先を含む）」「電気供給事業者の分類」「電力メニューの名称（電力メニューによる認定の場合のみ）」「CO₂排出係数（電力メニューによる認定の場合、当該電力メニューの係数）」「再生可能エネルギーの導入率」「電源構成（電力メニューによる認定の場合に限る）」及びその他必要と認められる事項を公表する。
- 「低炭素電力」の供給に際して
 - 電力供給先の対象事業所（者）及び東京都から電力供給に関する書類の発行及び提出を求められた場合は要求に協力すること。
 - 電気供給事業者の各分類（小売電気事業者、特定送配電事業者及び特定供給）で重複して認定を受けた場合は、供給約款及び購買伝票等で、対象事業所に対して当該分類を明示すること。
 - メニュー認定事業者は、認定時より、当該電力メニューのCO₂排出係数を高めたり、再生可能エネルギーの導入率を低くして実際の供給をすることは認められない。
 - 認定時より実際に供給された電気のCO₂排出係数が低い場合又は再生可能エネルギー導入率が高い場合でも、電力供給先の対象事業所（者）が削減量を算定する場合は、認定時の値が適用される。

【参考】

キャップ&トレード制度 『低炭素電力の選択の仕組み』の要件確認シート

本仕組みの申込みを検討する際のご参考にしてください。

※2019年度の要件確認から、第3計画期間の認定要件を適用します。

1 本仕組みの概要

本仕組みは、事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した供給事業者の排出係数の違いを、キャップ&トレード制度において、事業所の排出量算定に反映させることができるものです。

なお、2019年度に「低炭素電力の供給事業者」として公表（適用年度：第3計画期間初年度である2020年度受入分）を希望する小売電気事業者は、計画期間の移行（第2計画期間から第3計画期間へ）に伴い、都が定める第3計画期間の認定要件を満たす必要があります。

2 認定要件の確認（第3計画期間）

【要件】

- 小売電気事業者全体の排出係数^{※1}が **0.37t-CO₂/千kWh以下**

※1 「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1（2）に規定するCO₂排出係数、及び第3 1（3）に規定する調整後排出係数のうち、値が低い方の排出係数を用いて判定を行います。

排出係数 [t-CO ₂ /千kWh]	-	判定	×
-----------------------------------	---	----	---

【認定する排出係数】^{※2}

- 小売電気事業者全体の排出係数 又は 小売電気事業者が供給する電力メニュー別の排出係数^{※3}

※2 小売電気事業者全体の排出係数で認定を受けるか、小売電気事業者が供給する電力メニュー別の排出係数で認定を受けるかを選択いただく必要があり、同時に認定を受けることはできません。ただし、同一の電気事業者で複数の電力メニュー別係数の認定を受けることは可能です。

※3 小売電気事業者全体の排出係数に加え、小売電気事業者が供給する電力メニュー別の排出係数においても0.37t-CO₂/千kWh以下である必要があります。電力メニュー別の排出係数で認定の申込みを行う場合は、別途、ご相談ください。

3 申込み方法

◇ 認定には申込みが必要です。

◇ 以下URLから「低炭素電力エントリーシート 兼 同意書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、**提出してください。**

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/low-carbon_supply.html

4 お問い合わせ先・提出先

東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階南側

電話 03-5388-3438 FAX 03-5388-1380